

令和5年11月24日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士による「相続・遺言・成年後見無料相談会&勉強会」 in 白馬村

第2 開催日時

令和5年8月25日（金）午後1時30分～午後4時30分

第3 開催方式及び会場

1 面談相談会

- (1) 会場 白馬村保健福祉ふれあいセンター2階
- (2) 実施形態 完全予約制
- (3) 相談時間 30分

2 勉強会

- (1) 会場 白馬村保健福祉ふれあいセンター2階
- (2) 実施形態 予約不要
- (3) 時間 午後1時30分～午後2時30分（1時間）

第4 開催趣旨

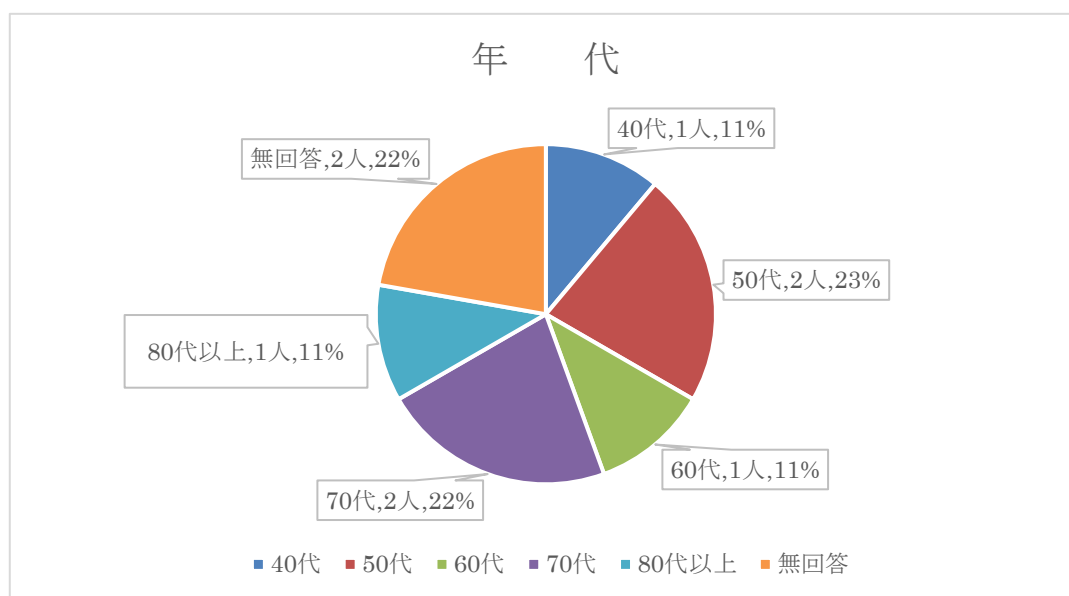
長野県司法書士会では、電話による相談（平日毎日）、zoomを使ったWeb相談（毎週木曜日）のほか、定期的に県内各地において面談相談会を開催していますが、司法書士がいない又は少ない地域や最寄りの司法書士事務所まで30分を超える移動を要する地域（特に山間地）の方への法的サービスとして、出張無料相談会も開催しており、本年度は北安曇郡白馬村にて実施いたしました。実施にあたっては、近年、相続に関連した相談会において成年後見制度に関する

相談も多く寄せられていることから、成年後見に取り組んでいる司法書士の団体である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部との共催で開催しました。また、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部の会員を講師として、成年後見制度のより一層の普及を図るための勉強会も同時開催させていただきました。

第5 相談件数 9件

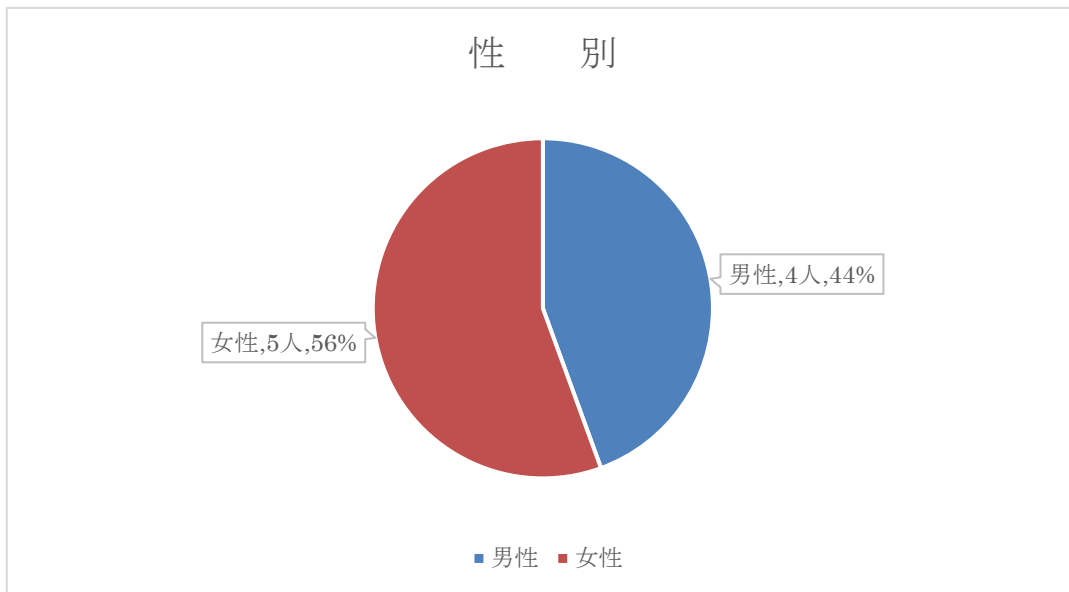
(1) 年代

40代 1人 50代 2人 60代 1人 70代 2人
80代以上 1人 無回答 2人



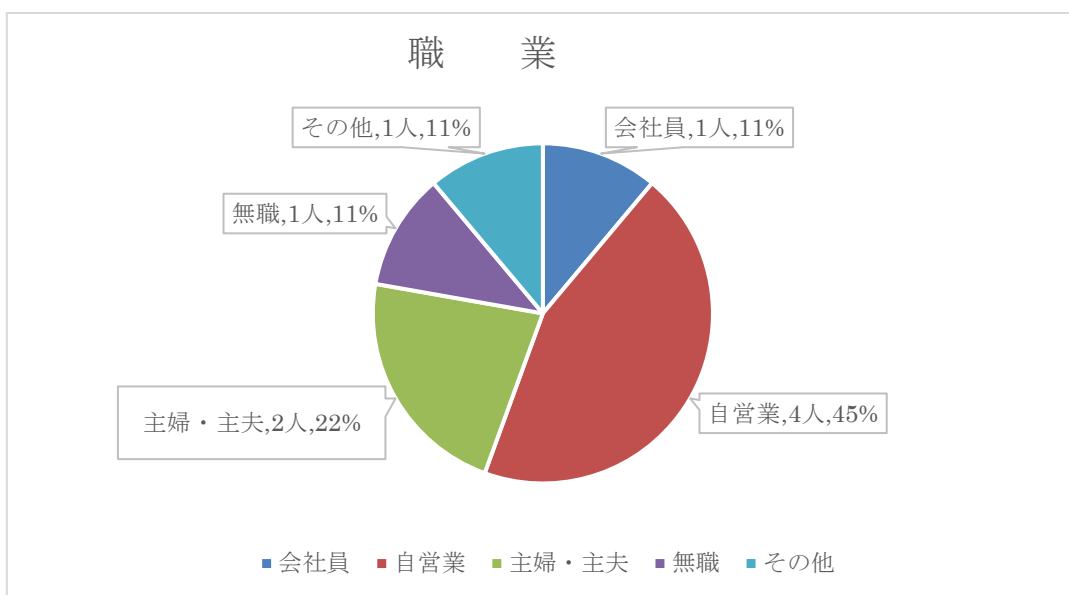
(2) 性別

男性 4人 女性 5人



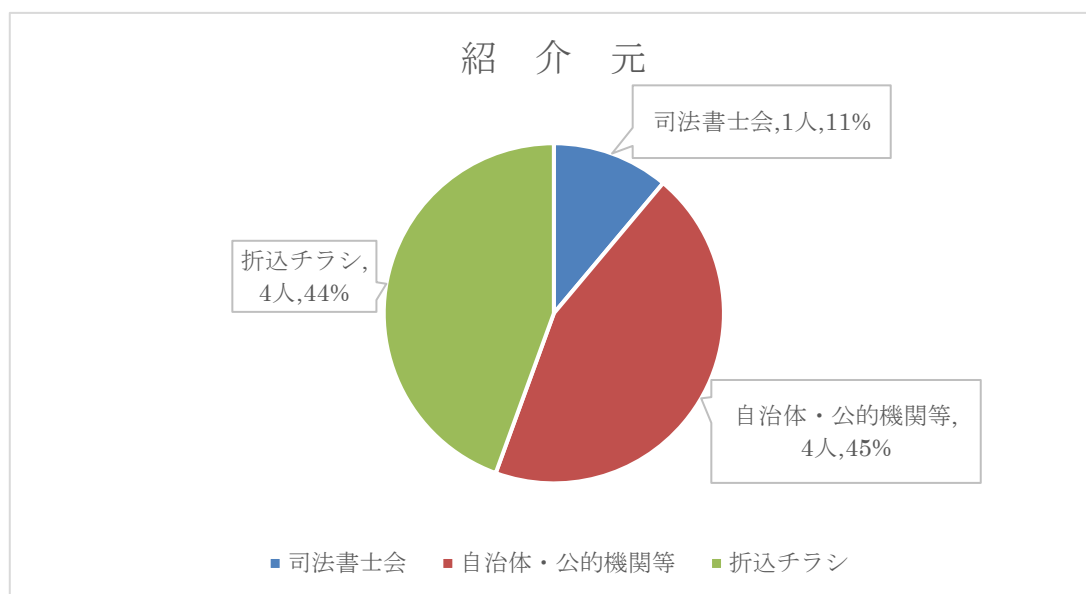
(3) 職業

会社員 1人 自営業 4人 主婦・主夫 2人 無職 1人
その他 1人



(4) 紹介元

司法書士会 1人 自治体・公的機関等 4人 折込チラシ 4人



第6 主な相談内容

- ・相続手続きについて知りたい。
- ・遺言について知りたい。
- ・相続登記義務化とはどういうことか。
- ・遺留分について知りたい。
- ・認知症の親族がいるが、今後どのようにしたらよいか。

第7 勉強会参加者 9名

第8 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した白馬村は、人口8,389人（令和5年11月1日現在）です。白馬村には司法書士が1名いますが、人口比を考慮して開催地として選定させていただきました。

開催にあたっては、白馬村役場に隣接する「白馬村保健福祉ふれあいセンター」をお借りしました。当初、この相談会・勉強会の開催の企画を白馬村のご担当者

様にお伝えしたところ、是非共催したいとの申出をいただき、この企画にご賛同いただきました。広報活動についても、白馬村HP・広報誌への掲載、相談会チラシの町会加入者への全戸配布等、本相談会へ全面的にご協力いただきました。ご尽力いただきました白馬村関係者の皆様には、あらためて御礼申し上げます。

さて、当日の相談についてですが、12の相談枠を設けていたところ、前日までの予約が7件、当日の勉強会終了後に相談希望が2件あり、合計9件の相談を受けることができました。寄せられた相談内容は、8件が相続や遺言に関するもので、1件が成年後見についての相談でした。

相続関連の相談は、実際に相続が発生しているケースについての相談、これから相続が発生した場合に備えての相談、遺言に関する相談等でした。それぞれ、具体的な相談内容は違えど、一言でいえば「実際にどう動けばいいのかわからない」や「これから発生する相続についてどうすればいいのか」といった内容で、相続という、避けては通れない問題に対して、だれもが不安を抱えていることを再認識いたしました。また、令和6年4月1日からスタートする相続登記義務化についての相談もあり、県民の皆さんにも徐々に認知度が広がっていることを実感する相談会となりました。

一方、勉強会については、社会福祉協議会や包括支援センターの職員の方も出席して下さり、全9名の参加となりました。内容は、成年後見制度と相続や遺言を交えたもので、参加者の皆さんは熱心にメモを取ったり、頷きながら講義を聞くなど、成年後見制度や相続への関心の高さが窺えた相談会・勉強会となりました。

相続登記の義務化が直前に迫っており、今後ますます皆さんの関心や不安は高まってくると予想されます。令和6年2月17日(土)には、日本司法書士会連合会主催で全国にて一斉に相談会を開催予定です。長野県におきましても県下4会場(長野市、上田市、松本市、伊那市)にて、相続・遺言の相談会を開催予定です。

今後も、県内各地で面談による相談会を開催するとともに、当会が提供する色々な相談を周知するための広報を行いながら県民の皆様への法的サービスの

提供に努めてまいります。

第9 当日の様子

